



# 新勤評反対訴訟団ニュース 第20号

08年 4月 7日  
新勤評反対訴訟団  
事務局

〒530-0047  
大阪市北区西天満4丁目3-3  
星光ビル1階  
連絡先：06-6311-1250

1回でも「自己申告票」不提出したみなさん

08年度の不提出を考えている皆さん

あなたも「新勤評反対訴訟」

第4次原告に加わって下さい。

給与と連動した大阪府の教職員評価システムは、トップダウン式目標設定とそれに各教員を従わせるという形をとっている管理強化システムであり、教育の特質に反するものです。システムでは、校長も教育長・教育委員会から評価を受けます。訴訟を通じ校長の「自己申告」は、校長が事前に教育委員会に提出し承認を受けることになっている『学校教育目標の自己点検票』に基づくことが明らかになりました。学校の基本的教育方針自体が、府教委の意向によって左右されています。

教職員の目を、本来向けるべき子どもたちから政府・財界・行政機関の意向に沿う特定の学校目標にそらせ、その意向と「合致」しない大勢の子どもたちの教育への権利を切り捨てるということです。

教職員評価と給与の格差付けによって、教職員は、行政と管理職によって縛られ、協力と協働によって支えられてきた教職員の仕事が破壊されつつあります。多様な子どもたちに向き合ってきた多様な教職員の取組みが、押しつぶされていきます。私たちは、裁判を通じて、この制度がいかに学校と教育を破壊していくのか、そして、いかに協力と協働によって成り立っている教育のあり方を押しつぶしていくのかを、これまで8回の法廷を通じて明らかにしてきました。政府・行政による「不当介入」に従う教育によって人権を剥奪されるのは、他ならぬ子どもたちであると考えています。様々な形でこの制度に問題を感じておられるすべての皆さん！第4次原告として、また裁判への支援者として訴訟団の取り組みに加わってください。

電話・FAX 06-6311-1250または郵送によるご連絡をお待ちします。第4次原告参加は、4月20日までにご連絡ください。

次回 第9回法廷 5月8日(木) 午後4時30分

大阪地方裁判所202号法廷 京阪・御堂筋線 淀屋橋下車 5分

午後4時15分 地裁口ビ―集合

法廷後集会 エル大阪 7階 708号室 6:00~8:00pm

京阪・谷町線 天満橋下車 5分

## 3・30大阪集会報告

### 裁判での成果を確認し、北海道はじめ全国の闘いと交流

#### 教職員「評価」と差別賃金で教育を破壊するな！

#### 裁判の成果を職場・市民へ

3月30日に行った上記集会に、会場一杯の170人が、雨の中を駆けつけてくださいました。集会内容は、大内裕和さん（松山大学教授）と弁護士団・弁護士講演、北海道、宮城、千葉、東京で闘っている仲間からの特別報告、事務局報告と運動の呼びかけ、参加者による討論でした。神奈川、京都、奈良、兵庫、三重、高知などからも参加がありました。

#### 裁判で勝ち取ったものと今後の課題 集会基調報告

初めに訴訟団団長から、2月19日の証人尋問より原告側がイニシアティブを握ったことを報告。次いで原告団副団長が、主に裁判で勝ち取ったものと今後の課題を基調報告として提案しました。私たちは子どもたちの未来のために隊列を強化し、憲法・教育基本法に基づく格差を許さぬ教育を実現しようとする、このシステムを裁判に訴えざるを得なかった。また素早く体制が取れる予防訴訟としたと発言。訴訟指揮から結審が早まるのを懸念して「教育への不当介入」に加え、実損請求も入れた。さらに、教育に関する学会の最新の成果を大内さん等に加えてもらい、証人調べでは四人の証人を立てて臨んだ。証拠審理を経た後、裁判長は結論を次年度にまわさざるを得なくなった。「教育への不当介入」の議論は第5準備書面に尽くされた。何よりも問題はシステムが教育の協働性を破壊することである。今後の課題は圧倒的多数のすでに自己申告票を提出している職員とどう連携するかである。教職員の共同性を守り抜こうという言葉で、報告を締めました。

#### 教員の人格蔑視を伴う権利侵害に対する闘いから

#### 子どもへの権利侵害に対する闘いへ 冠木、中島両弁護士講演

まず冠木弁護士が、証人尋問が成功裡に終わったことを報告。今後判決を書くだろう左陪席が、自己申告票不提出者の総合評価がどうしてないのか何度も聞き直していたのは、この制度のまさに不合理な点であることを指摘。府側も結局「制度だから」というような答えしかできない点に、「普通の裁判なら勝ったなあ」と確信した、と述べました。また、私たちの請求趣旨の第一項、すなわち自己申告票提出義務の不存在については「却下」の判断がでてもちからの勝利であることを解説しました。なぜなら裁判所は法的根拠が示せぬ「義務」について判断するわけにはいかないからです（法的根拠の曖昧さに危機感を深めた被告側は最新の準備書面で提出は「義務」と改めて強調しています）。いずれにせよ申告票を提出しなければ業績評価がなくなるという疑問点（大阪の特殊性）に被告が答えなければ勝利の確信が導き出せるということです。

さらに冠木弁護士は、今私たちは直接には教員に対する攻撃と闘っているが、本当は生徒たちへの攻撃と闘っているのだと指摘。要するにすべての子どもの成長のためにこのシステムがあるのではなく、子どもを「ダシ」にして教員の給与を増減させるということです。いい「ダシ」の出る子はかわいがられる、まさに子どもの教育を受ける権利が侵害されるのです。カネで上下をつけて言うことを

聞かせようとするなど、イェーリングが「権利のための闘争」でいう、「人格に対する蔑視を伴う権利侵害」に他なりません。今日本の教育は2割の子を大事に8割はどうでも良いといった方向に向かっています。制度の根本にはこうした問題があります。まず教員が頑張り、保護者を含めた闘いへ広げましょう。中島弁護士は冠木弁護士の強調点に加えて、愛国心を強制する新学習指導要領の制定、また保守系議員の圧力によってありえない改訂が行われたことを指摘しました。沖縄戦での軍による住民の「集団自決」強制的教科書からの記述削除が同じく圧力によってなされたこと、また映画「靖国」の上映を映画館の一部が禁止にした事実などを挙げ、こうした右傾化に次ぐ右傾化が、システムの底にあると述べ、システムに対する反撃を強めようと呼びかけました。

## 教育の新自由主義改革にくさびを打ち込む新勤評反対訴訟の意義を強調

### 大内 裕和氏 講演

次いで立った大内裕和氏は「教育の新自由主義改革と新勤評反対訴訟の意義」と題して講演。臨教審設置以来の格差拡大の教育改革をまずは暴露しました。1986年の前川リポートに示されているように、米に「市場開放と規制緩和」を求められた結果としての労働時間の短縮、学校週5日制であったものを「ゆとり教育を実現する」というごまかしで強行。しかし、5日制は学校外教育機関の利用を促進させることによって、教育格差を拡大させた。一方「個性」と「ゆとり」の教育改革なるものは、小・中学校の学校選択制を拡大させ、公立の中高一貫校の設立、習熟度別指導を推進したが、これはまさに教育への市場原理の導入であり、初等・中等教育の実質的な複線化（＝差別化）である。これは格差社会を到来させるものであった。この背景には「経済のグローバル化の下での労働力の再編」があり、経団連の1995年「新時代の『日本的経営』」が労働力を三区分して示したように、政策的に作られた貧困・格差がある。こうした教育改革や教育の市場化は、受ける教育の質が家庭の経済力によって決まるという差別そのものをもたらした。就学援助や減免制度の適用を受けている率は都市部、ことに大阪では高く、しかも大阪府立高校の授業料の高さは日本一。のみならず国立大学、私立大学とも授業料は世界一。誰もまともに指摘しないが、岡山駅突き落とし事件の背景には貧困問題と学費問題があるではないか。

大阪の評価育成システムは、「公教育の縮小」から「公教育自体の市場化」へ、という新自由主義の第二段階で表れた。行政は市場評価を通じた統制を狙っているのであり、実施の狙いは教職員の協働性の破壊である。なんとすればこれは平和と平等を破壊する新自由主義・国家主義にとっての最大の抵抗の礎を果たしているからである。東京都の「日の丸・君が代」「10・23通達」反対の予防訴訟と新勤評反対訴訟は、改悪教育基本法の具体化と新自由主義教育に反対する全国闘争の両輪である。今後、職場レベルでは新しい官僚制化との対抗、新学習指導要領への批判の必要性がある。地域レベルでは貧困化、格差社会化を意識した運動の展開がある。最低賃金引き上げの要求もそうである。国家レベルでは公教育予算を飛躍的に増額させる必要がある。新自由主義批判とは憲法25条（生存権保障）を実現すること、貧困で金を払えない若者が9条改悪阻止に入ってくるような改悪阻止運動の新たな展開をと、大内氏は講演を締めました。

### 一時間スト貫徹はじめ各地の闘争を交流・報告

北海道の組合員からは北教組が実に40年ぶりに一時間ストに入ったことの報告。それは 約束違反の給与独自削減「継続」と、「勤務実績の給与への反映」に対する組合員の怒りが頂点に達した上でのことでした。当日は解放感、満足感に満ちあふれ、圧倒的多数の組合員がストに参加。それに対し一万五千人に対する戒告が出たが、ほとんどの組合員が今度は人事院提訴で闘う、との力強い報告がなされました。なお、北海道では学校職員評価制度なるものが当局から提案されていますが、これについても北教組は導入阻止の姿勢を堅持しているそうです。

宮城の組合員からは、この制度は「いじめを作る制度」だから反対してきたと報告。指導力不足教員に異議を申し立てる運動からはじめ、自己申告票を出さないことで自らにかけられた処分に反対する闘争を組織してきたことを述べました。最後に私たちはもともと解っている人、すぐに賛成してくれる人に声をかけていないか、関心がないであろう人にも声をかけてこれから長い闘争に備えようと呼びかけました。



東京の予防訴訟の代表からは、今年度も13名の処分が明日(31日)に出るとの厳しい報告。あわせて勤評攻撃が「日の丸君が代」攻撃と一体のものとして行われていることを暴露。裁判に関わっている人の評価はほとんどC、Dで、自らも再任用を拒否されたと発言。この制度を当局が大阪と同じように甘言を弄して導入してきたことを語り、最後に裁判を進めていく上での幾つかの教訓を与えて頂きました。

千葉の組合員は、今年度から目標申告が正式に実施されたが、業績評価は管理職が演習中という実情を報告。まだ校長にもあなたも一緒に反対しましょう、と言ういわば「牧歌的」な状況であるが、と発言。さらに職場での「日の丸君が代」の取り組みもあわせて述べ、大阪の熱気を千葉に持ち帰りたいとのことでした。

## 府教委との交渉、他府県・他の運動との連帯を述べる 参加者発言

質疑討論に入り、四人の方から発言を受けました。趣旨は以下のようなものです。

3月25日に府教委と交渉を持った。府は相変わらずシステムの検証をしないという。情報公開で手に入れた各市町村のシステム実施アンケート結果は、府の発表のものとはまったく違う。これを交渉、職場等で利用していきたい。

北海道の闘争に感激した。今開示中で不満が出ている。囑託を雇いどめにしようとしているが、対市交渉で声を出していきたい。音楽教員だが、新指導要領による締め付けが始まる。

黙っていたらとんでもないことになる。世の中にももの申す闘いを作っていきたい。北海道教組もそう。橋下にかみついた女性もそうである。職場から怒りの声をあげていきたい。

大内さんの講演は期待を裏切らなかった。教育運動を超えて他の運動との連携をはかっていきたい。宮城の方が言われたように伝わる言葉で伝えていきたい。

## 原告の拡大と支える会の運動体としての発展を提起

最後に事務局長が二つの提起を行いました。一つはたった一回でも不提出の方に原告になっていたいただきたいとの原告拡大の呼びかけです。職場へ、職場から職場へ、呼びかけていただきたい。二つ目は学習指導要領の考えられない改変の裏に、組織された圧力があることを知り、私の子どもの教育がどう変えられようとしているのかという視点で、保護者、市民と教育全般について語っていく機会が必要だということです。そのために「支える会」の運動を強めていくことです。

以上、参加者が発言を静聴し、時に嵐のような拍手が起こる終始緊張した集会であったことを報告します。